

詐欺幫助被告事件

弁護士 近藤 剛

2010（平成22）年3月16日、岡山地方裁判所倉敷支部（篠原康治裁判官）は、有名日本画家の贋作を制作したとして、詐欺幫助罪に問われていた事件の被告人に無罪を言い渡した（求刑2年）。

事件の概要

本件の公訴事実の概要は、次のとおりであった。

「被告人（A）は、古物商Bから（詐欺罪で1審・懲役4年6月）に依頼され、2007年と2008年に東山魁夷の「緑響く」、加山又造の「華と猫」、 「月朧（つきおぼろ）」など計4点の贋作を製作し、古物商Bは、これを真作として岡山県甲市の会社役員に計1億2800万円で販売した。被告人（A）は、これらの絵を制作した際、本物と偽って売却される可能性を認識していた。」

事件の受任

2009（平成21）年9月17日、同日勾留されたAさんから当番弁護士の派遣の要請があり、同日、T警察署で接見した。翌日Aさんから国選弁護人請求があり、同日弁護人に選任された。勾留事実は、確定的故意による詐欺幫助であった。

捜査官は、古物商B（以下、Bという。）の供述を信用し、Aさんを詐欺の幫助を決めつけ自供を求めているが、Aさんは、逮捕当初から一貫して容疑を否認していた。

勾留期限前日の10月5日、不起訴処分相当の意見書を検察官に提出し、担当検察官に不起訴相当の意見を伝えたが、検察官からは、詐欺幫助の故意については証拠もあり、起訴する方向であることを告げられた。

10月6日、Aさんは、詐欺幫助で起訴された（10月末ころ、同じ詐欺幫助で追起訴予定となっていた）。

なお、起訴は、確定的故意ではなく未必の故意による詐欺幫助となっていた。

勾留中の接見の際、Aさんは、「真作で売ると知って贋作を描いたことはない」と捜査官に話している。」と述べていたが、開示された供述調書では、未必の故意を認める内容となっていた。Aさんは、「捜査官からお前の言い分はちゃんと書いて

ある。心配はいらん。」と言われて安心し、冤罪であることが理解してもらえて当然不起訴で出られるとの期待を持っていた。

起訴後の弁護活動

起訴後、検察庁に担当検察官に面談を申入れ、捜査段階の各供述調書は、「詐欺には一切かかわっていない」というAさんの供述内容が正確に記載されていないこと、本件はせいぜい「認識ある過失」の事案であることなどを説明し、改めて供述調書を取り直すことを申し入れた。

追起訴関係についても、最初の起訴日（10月6日）以前に、すでにあらかた未必の故意に基づく自白調書が作成されていたため、検察官に対し、追起訴の事件に関しては、改めて被告人の真意を反映した、警察官及び検察官調書を作成することを要求した。

その後、Aさんが捜査官の取り調べの際に、捜査官にちゃんと調べて欲しいと言うと、Aさんに対し、「調書を作り直さなければいけない。くそじじいが」などとあくたいを付かれることもあったが、検面調書及び員面調書も改めて否認調書が作成された。

弁護方針

Aさんに詐欺幫助の未必の故意がなかったことを立証するため、弁護人としては、真作として売れる蓋然性がそもそも低いことをさまざまな状況証拠で示すこと、「被告人は、真作として売却されることについて未必の故意があった」というBの捜査段階での供述を反対尋問の機会に弾劾すること、被告人質問の中で本件作品を制作した経過、その際の心情等を明らかにすることにポイントを置いて立証活動を行うこととした。具体的には、次のような点であった。

（1）詐欺幫助の故意（未必の故意）がないこと。

未必の故意による幫助については、学説上は否定論もあり、その認定は慎重でないと犯罪の成立が広がりすぎるおそれがある。未必の故意についての学説や判例などを再検討し、蓋然性的な見解に基づいて要件を吟味することとした。真作として売れる蓋然性の存在及びその認識が認められるためには、どのような具体的要件（状況）が必要かを検討した。

(2) Aさんの人柄

Aさんは、長年に亘り模写を繰り返し独学で絵を学ぶ一方で、障害者のための絵画教室、チャリティーなどに長年取り組んできたこと―当時の新聞記事やチャリティーなどのチラシを取り寄せる。

(3) Bとの関わり、絵画の制作の経緯

Aさんが制作したのは模写作品であり、真作として売却されることを予定した贋作ではないこと―贋作に関する著作物、鑑定人等が書いた書物に当たる。

(ア) Aさんは、箱書き（軸美術品を仕舞う箱のふた、また胴部分に書いてある書き付け。作者名（落款と印）と画題が書いてあるのが一般。作者本人でない場合、鑑定者の名前と作者名等が書いてあることが多い、日本画や茶道具等の場合、真贋の鑑定や、査定評価にも大きく影響する。）、共箱（作者本人が書いた箱書き。真作であることの証明となる。）、共シール（軸製作者本人が真作の証明に作品に添付する証明書。多くの場合、額の裏面に貼り付けてある。鑑定人がつけるものが単に「シール」という。作品名、画題を記すのが一般的である。）を制作していないこと。

(イ) キャンバス、絵の具等、鑑定に耐えられる工夫がなされていない―Aさんは本件作品を制作する際、岩絵具を用いていない、キャンバスも当時のものではないこと。

(ウ) 通常、100万円を超えるような作品（本件では、いずれも2000～4000万円売却されている。）については鑑定に出すのが常識とされており、鑑定人がみれば一見して模写と分かること。したがって、Aさんが真作として売却できると考えることはありえないこと。

(エ) 作品のサイズも構図等も真作と異なる（構図を若干変えて、別の「画題」を付けて制作することはあるが、同じ「画題」で構図を変えることはまずないこと。

(オ) 著名作家の本件各作品は、それぞれの代表作であり、同じ絵が何枚も描かれていないこと。

Aさんの捜査段階の自白

Aさんの捜査段階の自白の信用性については、次のような点を問題とした。

①心理状態についての捜査段階の自白の信用性は慎重に行われる必要があること、

②捜査段階では被害金額の大きさもあり，犯人であると決めつけた見込み捜査で取り調べが行われ，Aさんの真意が反映されていないこと，③捜査段階では体調がすこぶる悪く，調書の訂正に十分に注意がいかなかったこと。

第 1 回公判期日

2009（平成21）年11月17日，第1回公判において，冒頭手続，冒頭陳述，書証等取調べが行われた。

罪状認否において無罪主張。検察官提出書証については，甲号証は，Bの検察官面前調書を一部不同意（Aさんの未必的故意を肯定する部分）にし，その余の調書は同意。乙号証は，未必の故意を認めた部分を除き同意。

第 2 回公判期日

11月27日，第2回公判において，追起訴分の冒頭手続，書証取調べが行われた後，今後の進行等について三者の打合わせが行われた。

第 3 回公判期日

2010（平成22）年1月12日，第3回公判において，Bの証人尋問が行われた。Aさんは，これまでBから依頼され，約30点の模写作品を描き，1点15万円～20万円程度で売却していたが，今回4点はそのうちのものではあった。反対尋問では，Bの捜査段階での供述（Aさんの詐欺幫助の故意を認める内容）の弾劾を中心においた。

その結果，Bは，以下のように述べて，捜査段階での供述内容を実質的に否定する供述をする。

「被告人に描いてもらっていた絵画は，古物商や土建屋の社長とかにだいたい50万円位で売っていた。」「被告人から聞かれたときに，本物として売ることはないと言ったことがある。」「被告人にはうそをついていたが見破られていないと思う。」「贋作は本物として売るということを話したら，被告人はおそらく描かなかったと思う。被告人は真面目な正確で，実際，詐欺にかかると知っていたら，こういう絵は描かない人柄であると思う。」

この日，検察官からT警察署への「勾留中のAさんの健康診断実施状況，体調不良の訴えに対する対応および健康状態等」を照会し，その回答が証拠として提出さ

れる。Aさんの取調の際、糖尿病が悪化していなかったことを立証するため、「体調不良で取調に支障がある状態が認められず、取調を拒否するような態度や申し立てもなかった。」と記載されている回答書を提出する。しかし、同回答書には、体調不良を訴えて投薬をしたこと、便秘ぎみで痔から出血があった等の記載が認められ、Aさんの訴えが一部裏付けられた。

そこで、弁護士側から、Aさんの取調べのころの健康状態が最悪であったことを示すため、岡山刑務所に入所した時に血糖値が非常に高く、係官から、弁護士に頼んで、外の病院で治療を受けさせたもらいなさいと言われたことなどを内容とする陳述書を証拠として提出するとともに、検察官に対して岡山刑務所に移送されるまえの健康状態が非常に悪かったことを確認するため、検察官に岡山刑務所へ「勾留中の被告人の診察、検査等の実施の有無およびその結果」について照会を実施することを求める。

第 4 回公判期日

同年1月26日、第4回公判において、被告人質問を実施する。あわせて、検察官から検察官からの1月20日付照会に対する岡山刑務所の回答書が、新たな書証を提出される。それにより、「平成21年11月17日入所時診察において、血液検査および検尿を実施し、血液検査にて血糖値486（食後300）、検尿にて糖を検出したため、食事療法（カロリー制限主食8/10）を開始する」との回答が得られ、T警察署からの回答書が事実を正確に反映しておらず、T警察署での取調べの際、Aさんのいうように相当に体調が悪化していたことがうかがわれる結果となった。「血糖値の検査結果」によると、11月17日以降も、しばらく血糖値が高い日が続いていたことが判明した。

第 5 回公判期日

2月9日、第5回公判において、裁判所は、Bの検面調書についてこれを採用する旨の判断を示した。

第 6 回公判期日

2月26日、第6回公判において、論告・弁論が行われた。弁護人の弁論の骨子は、次のようなものである。

(1) 詐欺幫助の故意（未必の故意）がないこと。

未必の故意によつたような内面の心理状態などについては、捜査官の誘導などが入りやすいことから、その認定は慎重でなければならない。この観点から、真作として売れる蓋然性の存在及びその認識が認められるためのさまざまな要件（状況）が欠けていることの立証に力を注いだ。

(ア) Aさんは、箱書き、共箱、共シールを自ら制作していないこと。

(イ) キャンバス、絵の具等に鑑定に耐えられる工夫がなされていないこと。

(ウ) 有名日本画家の代表作品であり鑑定に出せば一見して模写と分かったこと。

(エ) サイズも真作と大幅に異なること。構図等が真作と異なること。

(オ) 著名作家の本件各作品は、それぞれの代表作であり、同じ絵が何枚も描かれていないこと。

(カ) これまでにも、Bに頼まれ約30点ほどの模写作品を制作しているが、もし、Bが真作としてこれらの絵を売却していれば贋作であることが発覚しているはずであること。

(2) Aさんの人柄

模写を繰り返し独学で絵を学ぶ。障害者のための絵画教室、チャリティーなどに長年取り組んできたこと。

(3) Bの捜査段階での供述

Aさんが、詐欺幫助について未必の故意があったとするBの供述は「30枚も描いていれば、真作として売られるかもしれないということは気づいていたはず」という極めて曖昧なものであること。

(4) Bの公判供述のほうに信用性があること。

絵画の販売方法については具体的で一貫していること。もしBが今回と同じように販売しておれば被害者が出ているはずである。

(5) Aさんが受け取った報酬について

一作品15万円～20万円程度であり、Aさんが自らの作品を販売する場合の価格と変わりがなく、高額な詐欺事件の報酬としては少ないこと。

第 7 回 公判期日

3月15日、第7回公判において、裁判所は、弁護人の主張を全面的に認め、B

の検察官調書についても信用性を否定し、またAさんの捜査段階での未必の故意を認めた供述調書についても信用性なしとし、本件について、詐欺の故意を認定せず、Aさんに無罪を言い渡した。

以上